

## 答申第 83 号

### 答申

「卓越した技能者の厚生労働大臣表彰の候補者推薦に関する書類一式」の部分公開決定及び非公開決定に対する審査請求事案

#### 第 1 審査会の結論

令和 7 年 4 月 10 日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った 2 件の部分公開決定及び 1 件の非公開決定は、いずれも妥当である。

#### 第 2 審査請求に至る経緯

##### 1 公文書公開請求

審査請求人は、令和 7 年 3 月 31 日、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

[概要]

厚生労働省「卓越した技能者(現代の名工)」表彰制度への愛媛県知事推薦に関する書類一式(平成 24 年度 ○○○○ ○○○ ○○○○○○○○○○○)

- ・ 推薦書
- ・ 被推薦者名簿
- ・ 調書 厚生労働省様式第 2 の 1 (1)、(2) (都道府県知事)
- ・ 専門的・技術的分野に関する用語集
- ・ 作品及び作業風景の写真等
- ・ その他資料 など一式全部
- ・ ○○○から愛媛県に提出された本件に関する書類など一式全部

##### 2 本件公開請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に対し、次のとおり対象文書を特定のうえ、令和 7 年 4 月 10 日付けで、部分公開決定及び非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

###### (1) 対象文書

- ①平成 24 年 2 月 22 日付け起案「平成 24 年度卓越した技能者の厚生労働大臣表彰の被表彰候補者の推薦について」及び平成 24 年 1 月 16 日付け 23 東商第 234-1 号「平成 24 年度卓越した技能者の厚生労働大臣表彰に係る候補者の推薦について」のうち○○○○氏に関連する文書

②平成 24 年 1 月 10 日付け起案「平成 24 年度卓越した技能者の厚生労働大臣表彰の推薦について」のうち〇〇〇〇氏に関連する文書

(2)部分公開決定に係る公開をしない部分

○上記①の文書のうち次の部分

- ・被表彰者以外の候補者の氏名及び職種、候補者の生年月日、性別、住所、連絡先、経歴、選考歴、免許・資格等、過去の推薦回数、推薦順位
- ・推薦総数、選考対象者総数

○上記②の文書のうち次の部分

- ・被表彰者以外の候補者の氏名及び職種、候補者の生年月日、性別、住所、連絡先、経歴、選考歴、免許・資格等、過去の推薦回数、推薦順位
- ・推薦をするにあたっての点数評価

(3)非公開決定に係る部分

○上記②のうち次の文書

- ・卓越した技能者の厚生労働大臣表彰点数評価一覧表
- ・知事表彰（優秀技能者）受賞者一覧表
- ・栄典関係候補者選考資料総括表
- ・卓越した技能者の厚生労働大臣表彰配点基準
- ・住民票の写し

(4)理由

以下のとおり条例第 7 条第 2 項第 1 号及び第 6 号に該当。

- ・個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。
- ・被推薦者の評価等に関する情報であって、公開することにより、当該評価等の具体的な基準等が判明することになり、その結果、今後の表彰事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 7 年 7 月 16 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第 3 審査請求人の主張

### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分のうち、〇〇〇〇となった〇〇〇〇についての過去の推薦回数、推薦順位、推薦総数、選考対象者総数等の内容の中の「卓越した技能者の厚生労働大臣表彰点数評価一覧表」、「卓越した技能者の厚生労働大臣表彰配点基準」に関する部分を取り消し、公開請求に係る〇〇〇〇の評価等に関する情報の公開を求めるものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張する本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

公開された公文書のうち、「調書(2)都道府県」の「功績・貢献の概要」欄、「後進指導育成の概要」欄、「現役性」欄の記載内容について、そもそも技能者表彰実施要領の条件を満たしておらず、平成21年から平成28年にかけて、〇〇〇 〇〇〇〇とその〇〇〇と関わりのあった本件審査請求人にとっては、実態との相違が見て取られ、本件審査請求人の名誉権や自己情報コントロール権に係ると考えられるため、上記取消しを求めた。

## 第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明書の内容は、おおむね次のとおりである。

- 1 条例第7条第2項第1号及び第6号本文の規定により、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は公開しないとされている。
- 2 本件公文書のうち「〇〇〇〇の過去の推薦回数、推薦順位、推薦総数、選考対象者総数等、卓越した技能者の厚生労働大臣表彰点数評価一覧表、卓越した技能者の厚生労働大臣表彰配点基準、〇〇〇〇の評価等に関する情報」については、県の機関が行う事務に関する情報に該当する。
- 3 本件公文書で部分公開、非公開とした上記2の情報は、これを公にすることで個人の権利利益を害するおそれ、また表彰事務の適正な遂行に支障を及ぼすことになるおそれがあると認められたため、条例第7条第2項第1号及び第6

号に該当する。その理由は以下のとおり。

- (1) 個人に関する評価が含まれており、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため。
  - (2) 本県の役割は、厚生労働省の通知に基づき、各市町および関係団体から推薦された候補者について、県の選考を行った上で、厚生労働省に推薦することである。その後、厚生労働省による審査及び決定を経て、表彰対象者が確定され、県はその結果を受賞者に通知する。本県が配点基準、評価等を公開した場合、これらの基準を満たせば「卓越した技能者の表彰(現代の名工)」の候補者として推薦され、授与されるという誤解や憶測を招くおそれが生じるとともに、推薦を行う団体等がその基準に沿うように意図的に推薦書類の内容を調整し、実際の活動実績よりも、基準に沿った説明が優先される事態が生じるおそれがあり、これにより本県の表彰事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
- 4 以上のとおり、本件公文書に記載されている情報のうち、非公開とした部分は、条例第7条第2項第1号及び第6号に規定する情報に該当し、部分公開、非公開とし判断したものであり、本件処分に何ら違法や不当な点はない。

## 第5 審査請求人の反論

実施機関の弁明書に対する審査請求人の反論は、おおむね次のとおりである。

- 1 「本県が配点基準、評価等を公開した場合、これらの基準を満たせば「卓越した技能者の表彰(現代の名工)」の候補者として推薦され、授与されるという誤解や憶測を招くおそれが生じる」とは、
  - ・「推薦があれば、基準を満たしていなくても候補者となることができ、授与されることもある」と、県は〇〇〇 〇〇〇〇を推薦したのか。若しくは
  - ・功績等が技能者表彰実施要領の条件を満たしていないのは明らかであるにもかかわらず、県は〇〇〇 〇〇〇〇を推薦したのか。それとも
  - ・条件を満たしていると判断して推薦したのか。
- 2 推薦書類の内容が技能者表彰実施要領の条件を満たしていないだけでなく、実態と相違しているのが、本件審査請求人である私の名誉権や自己情報コントロール権にかかわる。

## 第6 審査会の判断

審査請求人の主張に対し、実施機関が本件処分の理由とする条例第7条第2項第1号及び第6号について、該当性を検討した。

- 1 審査請求人が審査請求書により、処分の取消しと改めて公開を求める文書等
  - (1)処分の取消しを求めるもの
    - ア 卓越した技能者の厚生労働大臣表彰点数評価一覧表
    - イ 卓越した技能者の厚生労働大臣表彰配点基準
  - (2)改めて公開を求めるもの
    - ア 開示請求に係る〇〇〇〇氏の評価等に関する情報
  
- 2 実施機関が主張する「公開をしない理由」
  - (1)個人に関する評価が含まれており、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため。
  - (2)本県の役割は、厚生労働省の通知に基づき、各市町および関係団体から推薦された候補者について、県の選考を行った上で、厚生労働省に推薦することである。その後、厚生労働省による審査及び決定を経て、表彰対象者が確定され、県はその結果を受賞者に通知する。本県が配点基準、評価等を公開した場合、これらの基準を満たせば「卓越した技能者の表彰（現代の名工）」の候補者として推薦され、授与されるという誤解や憶測を招くおそれが生じるとともに、推薦を行う団体等がその基準に沿うように意図的に推薦書類の内容を調整し、実際の活動実績よりも、基準に沿った説明が優先される事態が生じるおそれがあり、これにより本県の表彰事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
  
- 3 該当性の検討
  - (1)上記1(1)について
    - ア 上記1(1)アを見分したところ、被推薦候補者一人ひとりが総合評価点の高い順に記載されており、総合評価点は上記1(1)イに規定する点数評価項目ごとの評価点の合計となっていた。これらは、第1号に規定する「個人に関する情報」であって、評価点は、公開されると上記2(1)に記載の「おそれがある」と認められ、第1号に該当する。また、点数評価項目も、公開されると上記2(2)に記載の「おそれがある」と認められ、第6号に該当する。
    - イ 上記1(1)イを見分したところ、「卓越した技能者」の被推薦者選定のため設定された項目ごとの配点基準が一覧できるものとなっていた。これは、公開されると上記2(2)に記載の「おそれがある」と認められ、第6号に該当する。
  - (2)上記1(2)について

審査請求書に記載された「開示請求に係る〇〇〇〇の評価等に関する情報」とは、実施機関が審査請求人に聴取した内容等から、「部分公開決定された、県の〇〇〇〇氏に対する採点、採点基準等の非公開部分」を指すと解されることから、部分公開決定通知書の「公開をしない部分」欄に記載された、以下の部分を検討する。

- ①過去の推薦回数、推薦順位
- ②推薦をするにあたっての点数評価
- ③推薦総数、選考対象者総数

ア ①及び②について

これらを見分したところ、いずれも「個人に関する情報」であって、公開されると上記2(1)に記載の「おそれがある」と認められ、第1号に該当する。また、いずれも「県の機関が行う事務に関する情報」でもあって、公開されると上記2(2)に記載の「おそれがある」と認められ、第6号に該当する。

イ ③について

これらを見分したところ、いずれも「県の機関が行う事務に関する情報」であって、公開されると上記2(2)に記載の「おそれがある」と認められ、第6号に該当する。

(3)まとめ

以上のとおり、上記2に記載の実施機関の主張は、妥当と判断する。

#### 4 審査請求人のその他の主張

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

#### 5 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

#### 6 付言

当審査会の結論は以上だが、公開した公文書中、実施機関の起案文書に、人物評価に関する記述があった。本件処分において、人物評価に関することは、公開されると、個人の権利利益を害するおそれや、表彰事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから非公開としている以上、当該記述は公開すべきではなかったと審査会は判断する。この点は、手続き全体に影響を及ぼすほどの瑕疵とは言えないものの、公開・非公開の判断の一貫性の観点から、今後同様のケースが起こらないよう、実施機関においては、チェック体制を再点検

するなど、しっかりと防止策を講じられたい。

## 第7 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 7年12月2日	諮問
令和 8年1月20日	審査会（第1回審議）
令和 8年3月12日	審査会（第2回審議）
令和 8年5月11日	審査会（第3回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏名	現職	備考
豊島 徳子	元 人権擁護委員	
長尾由希子	聖カタリナ大学健康社会学部教授	
牧本 公明	松山大学法学部准教授	
光信 一宏	愛媛大学法文学部教授	会長
森本 明宏	弁護士	